

次世代育成支援対策推進法に基づく 社会福祉法人つばさの会 行動計画の変更について

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定している内容に関して内容を追加変更する。

1.計画期間：旧 平成 29 年 2 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日
新 平成 29 年 2 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

2.内容 ※既存の内容

① 男性職員の子育て目的の休暇の取得促進

対策：平成 29 年 3 月

・制度（法人の「育児介護休業規程」第 10 条 子の看護休暇）の内容を書面として抜粋し、職員に配布および説明を行うことによって男性職員の取得を啓発する。

平成 29 年 4 月～

・職員への聞き取り調査を行い、年間を通しての育児を目的とした有給希望の有無を確認して担当部署管理職へ報告、推進する。

② 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

対策：平成 29 年 2 月

・職員に対して平成 29 年 1 月改正に伴う育児介護休業法のパンフレットを配布して周知を徹底する。

平成 29 年 4 月～

・新規採用職員向けパンフレットに制度に関する内容を盛り込み配布する。

③ 子供が保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子供参観日」の設置を行う。

対策：平成 29 年 3 月

・管理職会議にて年間行事等における参観可能な日の選定を行う。

平成 29 年 4 月

・職員会議にて内容の周知を書面にて行う。

3.追加内容

① 年次有給休暇取得率の目標設定

対策：平成 30 年度の年次有給休暇取得率の目標について

1) 年度における取得ゼロの職員の 0%を目指す。

2) 年度における職員全体の平均取得率 2 日以上を目指す。